

[illegible]

◎岡山県告示第四百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス ミ・カサ

2 所在地

津山市北町四四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

津山市津山口三〇六番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年十月十九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇八九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

窪田樋門

余町

三

認可年月日

令和八年十月六日

工 種

非補助土地改良事業（かんがい排水）

〃

◎岡山県告示第四百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、次のとおり収用及び使用の手続開始の申立てがあった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道五十三号改築工事（津山南道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

三 収用の手続が開始される土地

岡山県津山市福田字西ヶ谷、字坊主山、字塚ノ下、字菖蒲埜、字薬師ノ曾根、字西平、字堂ノ祢、字マヘ、字坂口、字寺田尻、字寺田、字ウノメ、字ウノメ坂、字鍛冶屋敷、字新入寺、字曾祢田、字渡り上り、字大渡り川端、字久保通、字久保通り、字大道端、字土居、字正田、字岩崎、字湯淵、字丸山、字薬師ノマヘ、字供養ノ前、字供養ノマヘ、字大根畑、字桶渡シ、字中宮及び字河淵地内

四 使用の手続が開始される土地

岡山県津山市福田字西ヶ谷、字坊主山、字塚ノ下、字菖蒲埜、字薬師ノ曾根、字西平、字坂口、字寺田尻、字ウノメ、字ウノメ坂、字鍛冶屋敷、字新入寺、字曾祢田、字渡り上り、字大渡り川端、字久保通、字久保通り、字正田、字岩崎、字丸山、字養ノマヘ、字大根畑、字桶渡シ、字中宮及び字河淵地内

五 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

津山市役所

〔四八七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
中国五県共同利用型防災情報システム環境整備及び個別機能開発業務
- 二 契約期間
令和八年八月十七日から令和九年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県危機管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年八月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
日本アイ・ビー・エム株式会社
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
- 六 契約金額
六一、七〇八、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、六〇九、九〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

〔四八八〕国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

新見市	調査を行った者の名称
令和六年六月 、 令和八年三月	調査を行った期間
新見市の地籍図及び地籍簿	成果の名称
大佐田治部の一部	調査を行った地域
令和八年十月十五日	認証年月日

〔四八九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

勝田郡勝央町小矢田 地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和八年九月十四日から同年十二月二十五日まで	測量期間

〔四九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島勇崎地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年九月十四日から同年十月三十一日まで	測量期間

〔四九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市笠岡地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測 量 の 種 類
令和八年九月十六日から同年十一月二十日まで	測 量 期 間

〔四九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
真庭市杉山地内	公共測量（基準点測量及び路線測量）	令和八年九月二十八日から同年十一月三十日まで

〔四九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	浅口市金光町大谷 地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
測量期間	令和八年九月十六日から同 月三十日まで

〔四九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	美作市檜原下地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和八年九月三日から同年十二月二十五日まで

〔四九五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市西方地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和八年九月二十五日から 同年十二月二十五日まで	測 量 期 間

〔四九六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

勝田郡勝央町美野 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年十月五日から同年 十一月三十日まで	測 量 期 間

〔四九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
美作市右手地内	公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）	令和八年十月七日から同年十一月三十日まで

〔四九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
浅口市金光町八重地内及び同市金光町占見新田市内	公共測量（基準点測量）	令和八年八月二十五日から令和九年一月二十一日まで

〔四九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
岡山市北区建部町 地内、久米郡美咲 町栃原地内、同町 原地内、同町江与 見地内、同町西川 地内、同町里地内、 加賀郡吉備中央町 小森地内及び真庭 市旦土地内	公共測量（数値図化）	令和八年九月十六日から同 年十二月二十五日まで

〔五〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市全域	測 量 区 域
公共測量（3D都市モデル作成）	測 量 の 種 類
令和八年十月七日から令和九年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔五〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市船倉町地内及び同市中央地内	測 量 区 域
公共測量（四級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年十月八日から令和九年三月十五日まで	測 量 期 間

〔五〇二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	赤磐市千駄地内
測量の種類	公共測量（基準点測量及び現地測量）
測量期間	令和八年十月十三日から令和九年二月十日まで

〔五〇三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区下阿知 地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年九月二十四日	終 了 年 月 日

〔五〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	浅口市金光町大谷地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
終了年月日	令和八年九月三十日

〔五〇五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

久米郡美咲町西川 上地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年九月三十日	終 了 年 月 日

〔五〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字大池三四一六番一、三四一七番一、三四一八番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目一番一四号

フレックスオート株式会社

代表取締役 藤崎 孝行

三 許可年月日及び許可番号

令和八年九月八日岡山県指令建指第一四二号